

公益財団法人さいたま市スポーツ協会 非接触式電子温度計 貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「協会」という。）に加盟する競技団体並びに傘下の団体、さいたま市スポーツ少年団に加盟する単位団（以下「団体」という。）が主催する練習会や競技大会等において、感染症対策による参加者の健康状態の把握を行うために非接触式電子温度計（以下「温度計」という。）により速やかに実施することができるようにするため、温度計の貸出しについて必要な事項を定める。

(貸出しの条件)

第2条 事務局長は、第1条で定める団体が温度計の貸出しを受けて実施しようとする練習会や競技大会等が、次の各号のいずれにも該当する場合に温度計を貸し出すものとする。

- (1) 参加者が、概ね10名以上であること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) その他、事務局長が特に必要と認めたとき。

(貸出しの台数及び期間)

第3条 温度計の貸出しの台数は、申請者1団体につき原則2台までとし、期間は、原則7日以内とする。但し、貸出し状況に応じて貸出し上限を超えることを可能とする。

(申込み)

第4条 温度計の貸出しを受けようとする者は、その貸出しを受けようとする日の概ね7日前までに、「非接触式電子温度計貸出申請書（様式第一号）」を事務局長に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 事務局長は、非接触式電子温度計貸出申請書（様式第一号）の提出を受けたときは、貸出しの可否を決定し、「非接触式電子温度計貸出承認（不承認）通知書（様式第二号）」により、申込みをした者に通知する。

(転貸の禁止)

第6条 第5条に規定する使用の許可を受けた者（以下「借受者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 事務局長は、借受者が次の各号の一に該当するとき又は安全管理上、特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取消することができる。

- (1) 借受者が、本規程の定める事項を遵守しないとき。
- (2) 借受者が、申請書に記載された目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他、事務局長が特に必要と認めたとき。

(使用料)

第8条 使用料は無料とする。

(費用の負担)

第9条 貸出期間中における温度計の運搬及び保管等に要する費用は、借受者の負担とする。

(亡失・損傷等)

第10条 借受者が、温度計本体を故意に亡失又は損傷させた時は、費用相当分を賠償するものとする。

2 借受者は、温度計の亡失又は損傷を防ぐために、別紙「温度計貸出に関する注意事項」の記載内容を順守するように努める。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は公益財団法人さいたま市スポーツ協会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。